

入 札 説 明 書

京都府税務支援システム帳票出力等業務委託に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 9 年 9 月 10 日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部税務課
電話番号 (075)414-4426
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府税務支援システム帳票出力等業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「仕様書」のとおり
 - (3) 委託期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで
 - (4) 準備期間
業務を円滑に遂行するため、契約締結日から仕様書で指定している日までに帳票データ、バーコード、地方税統一QRコード等の読み取りテスト業務を実施し、検査に合格すること。
なお、テスト業務にかかる経費については、全て受託者が負担すること。
 - (5) 履行期限
令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの間で仕様書に記載の各種帳票の必要時期に随時納品すること。
なお、具体的な納期は、府の各担当者の指示に従うこと。
 - (6) データの受け渡し場所
京都府庁第 2 号館 6 階運用ルーム
 - (7) 納入場所
京都府総務部税務課、府税事務所、各広域振興局税務課及び府税出張所
- 5 入札説明会の日時及び場所
令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）午前 10 時 00 分から
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第 1 号館 1 階入札室
- 6 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 公告日の属する年の1月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 資格審査申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 仕様書に記載の業務を確実に履行できると認められる能力を有しない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止されていない者であること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001の認証、その他信頼性があると認められる認証をいずれか取得している者

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（第1号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間
令和8年9月15日（火曜日）から令和8年10月9日（金曜日）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日、振替休日及び国民の休日を除く。）
- (2) 申請書の提出場所
3に同じ。
- (3) 提出方法
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
郵送及び電送による提出は認めない。
- (4) 添付資料
申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。
ただし、令和8年10月23日（金）において有効な京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出した場合は、既に提出している次のア、ウ、エ及びケの添付を省略することができる。
 - ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - イ 定款
 - ウ 府税納税の有無について同意書（第2号様式）
 - エ 税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書
 - オ 営業経歴書（第3号様式）
 - カ 営業実績調書（第4号様式）
 - キ 取引使用印鑑届（第5号様式）
 - ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第6号様式の1）
 - ケ 直近2営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）
 - コ 誓約書（第7号様式）

サ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001 の認証、その他信頼性があると認められる認証のいずれかの写し

シ 返信用封筒（110 円切手貼付）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の提出時に、併せて一般競争入札参加資格審査申請書類調書（別紙様式 1）を提出すること。

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6 及び 7 について参加資格があると認定された者は、京都府税務支援システム帳票出力等業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（第 9 号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

資格参加の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。

12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第 10 号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 資本金又は代表者の氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6 に該当する者を除き、7 の資格を満たす者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく、引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割により営業を承継した法人又は分割によって設立する法人

(2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第 11 号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（第 12 号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（第13号様式）により、その者に通知する。

15 仕様書に係る質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和8年9月25日（金曜日）午後5時まで

イ 提出方法 電子メールによること。

ウ 提出場所等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部税務課

電話番号 (075)414-4426

電子メール zeimu@pref.kyoto.lg.jp

エ 提出様式 別紙様式2

オ その他

(ア) 電子メールの件名は「京都府税務支援システム帳票出力等業務委託に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 提出後、電話によりその旨を連絡すること。

(エ) 提出期限までに質問書の提出がない場合は「質問事項なし」として取り扱うこととする。

(2) 回答書の交付

回答書は、令和8年10月2日（金曜日）午後5時までに電子メールにより交付する。

(3) 質問書及び回答書の扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、質問書の内容について全て承知した者として入札を行う。

16 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月23日（金曜日）午前11時

イ 場所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第1号館1階入札室

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式3）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（第6号様式の2）を提出することとし、入札書に

入札者の名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておくなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に法人の名称及び「京都府税務支援システム帳票出力等業務委託に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係るある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札金額の積算

積算に当たっては、仕様書に示す帳票ごとに税抜き単価（有効単位は、10分の1円）を示し、帳票ごとの納品数量に税抜き単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する者のした入札は無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者
 - ウ 委任状を持参しない代理人
 - エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
 - オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
 - カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
 - キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
 - ク 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者
 - ケ 再度入札時において前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (12) 落札者の決定方法
- ア 京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 17 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 18 入札保証金
免除する。
- 19 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。
- 20 契約保証金
落札者は、落札金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 3 号又は第 7 号に該当する場合は免除する。
- 21 契約書の作成の要否
要（別添契約書案により作成するものとする。）
- 22 その他
- (1) 1 から 21 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
 - (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。